

# 居宅介護支援重要事項説明書

【令和 年 月 日現在】

## 1 事業者の概要

事業者の名称	一般財団法人 同友会
所在地	神奈川県藤沢市高倉2345
法人の種別	一般財団法人
代表者名	理事長 鈴木 紳一郎
連絡先	電話 0466-44-1451 Fax 0466-44-6771

## 2 併設施設

事業又は施設種類	名称
訪問看護・介護予防訪問看護	藤沢訪問看護ステーション

## 3 事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	一般財団法人同友会 藤沢湘南台病院居宅介護支援センター
所在地	神奈川県藤沢市高倉2345
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 藤沢市第1472200219号 (平成11年10月1日指定)
管理者	鈴木 裕子
連絡先	電話 0466-46-7001 Fax 0466-46-7019

### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数(人)	職務内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管理者	1人	1人	人	1人	事業所の総括/ケアプラン作成等
介護支援専門員	4人	4人	人	4人	ケアプラン作成/代行申請等
事務職員	人	人	人	人	ケアプラン作成/代行申請等関連事務

### (3) 事業の実施地域

居宅介護支援の提供 を実施する地域	藤沢市	長後、高倉、下土棚、菖蒲沢、今田、円行、 湘南台、亀井野、石川 ※上記以外の地域でもご希望の方はご相談ください
----------------------	-----	---

### (4) 営業日及び営業時間 (日曜及び祝日、12月30日から1月3日までは休業)

月～金曜日	8:30～17:00
土曜日	8:30～13:00

※ 電話での相談は24時間対応します。

## 4 居宅介護支援の概要

指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意志を尊重し、常に利用者の立場に立って、多様な指定居宅サービス事業者から総合的、かつ効果的に指定居宅サービスが提供できるよう考慮して行います。その内容は次のとおりです。

- (1) ケアプランを作成、ご本人、ご家族に説明のうえ同意を得て交付します。
- (2) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、複数の指定居宅サービス事業所等を

紹介するように求める事ができることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることを、予め利用者に対して説明します。

- (3) 利用者がケアプランに基づく指定居宅サービス等が受けられるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (4) 利用者が、介護保険施設への入所を希望する場合は、介護保険施設を紹介します。
- (5) 利用者宅の訪問は月1回以上とします。
- (6) 利用者又はその家族と面談し、23項目の課題項目からアセスメントし解決すべき課題を明らかにします。
- (7) 介護支援専門員は、利用者の自宅等においてサービス担当者会議を主催し、専門的意見を求めるものとします。その際に、利用者又はその家族の参加を得るものとします。
- (8) 国民健康保険団体連合会に、毎月請求等の書類を提出します。
- (9) 要介護認定の申請、更新、変更の代行の手続きを行います。
- (10) 介護支援専門員は、事業所又は、ご利用者自宅にて相談を伺います。

## 5 利用料金

### (1) 居宅介護支援計画作成料

要介護認定を受けられた方のケアプラン作成料は、法定代理受領の場合は、介護保険からその全額を給付されるので、自己負担はありません。ただし、保険料を滞納し、法定代理受領ができなくなった場合、事業者は、1ヶ月につき要介護度に応じて次表の金額を徴収し、居宅介護支援の提供証明書と領収書を発行いたします。

### (2) 居宅介護支援利用料

①介護支援専門員取扱件数45件未満の場合			
要介護1・2	1,086単位	要介護3・4・5	1,411単位
②初回加算	300単位	③特定事業所加算Ⅱ	421単位
④入院時情報連携加算Ⅰ	250単位	④入院時情報連携加算Ⅱ	200単位
⑤退院時加算1回ケア無	450単位	⑤退院時加算1回ケア有	600単位
⑤退院時加算2回ケア無	600単位	⑤退院時加算2回ケア有	750単位
⑥通院時情報連携加算	50単位	⑤退院時加算3回ケア必須	900単位
⑦ターミナルケ アマネジメント加算	400単位	⑧緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位

※上記単価に地域別単価、藤沢市：10.84円(4級地)を乗じた金額が利用料となります。

## 6 当事業所の方針

- (1) 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立し、日常生活を営むことができるよう考慮して支援するものとし、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合的、かつ効果的に提供できるよう調整します。
- (2) ケアプランの作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、特定の事業者に不当に偏ることのないように公正、中立に行います。
- (3) 利用者からの相談や苦情については、常に真剣に受け止め、その対応を図

りながら事業を進めていくための参考とし、事業者として常に資質の向上に努めます。

## 7 居宅介護支援の内容に関する相談・苦情

### (1) 当事業所の相談・苦情の窓口

窓口責任者： 鈴木 裕子

ご利用時間：月～金曜日 午前8時30分から午後5時まで

土曜日 午前8時30分から午後1時まで

ご連絡先：電話 0466-46-7001 F A X 0466-46-7019

### (2) 行政機関及びその他の相談窓口

藤沢市役所介護保険課	0466-50-3527
神奈川県国民健康保険団体連合会(苦情専用)	0570-022110

## 8 職員の研修

介護支援専門員の資質向上のために、研修の機会を確保します。

## 9 職員の健康管理

職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診します。

## 10 衛生管理

- (1) 介護支援専門員職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定居宅介護支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 11 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や利用者の家族に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

## 12 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する居宅介護支援の提供により万一事故が発生した場合には、速やかに市町村・当該利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置については、記録を整備します。
- (3) 利用者に対するサービスにより賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 13 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的で開催します。

